

住民税申告書の手引き

(令和6年度課税分)

▼住民税申告に際しては、申告書へのマイナンバーの記載と本人確認書類の提示が必要です。(押印は不要です。)

- マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードだけで本人確認（番号確認・身元確認）が可能です。
- マイナンバーカードをお持ちでない方は、《番号確認書類》と《身元確認書類》が必要です。

《番号確認書類》

通知カード、マイナンバーの記載がある住民票・住民票記載事項証明書などのうちいずれか1つ

《身元確認書類》

運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、在留カード、健康保険等の被保険者証などのうちいずれか1つ

※ 法定代理人（親権者や後見人など）や税理士などが本人に代わって手続きを行う場合の必要書類

- ・ 代理権の確認 : 戸籍謄本または資格を証明する書類（法定代理人）、
税務代理権限証明書（税理士など）、委任状のうちいずれか1つの提示
- ・ 代理人の身元確認 : 代理人のマイナンバーカードもしくは身元確認書類の提示
- ・ 本人の番号確認 : 本人のマイナンバーカードもしくは番号確認書類の写しの提出

※ 郵送による提出の場合

本人確認（番号確認・身元確認）書類の写しを同封してください。

【手順1】 収入金額等から所得金額を計算します。

(1) 公的年金等の雑所得

公的年金等の収入金額を下記の表に基づき所得金額を計算します。

【公的年金等とは】

国民年金・厚生年金・企業年金・公務員共済年金など

○ 65歳未満の方（昭和34年1月2日以後に生まれた方）の計算

公的年金等の収入金額合計（A）	公的年金の雑所得の計算方法
600,000円以下	0円
600,001円～1,299,999円	A - 600,000円
1,300,000円～4,099,999円	A × 0.75 - 275,000円
4,100,000円～7,699,999円	A × 0.85 - 685,000円
7,700,000円～9,999,999円	A × 0.95 - 1,455,000円
10,000,000円以上	A - 1,955,000円

○ 65歳以上の方（昭和34年1月1日以前に生まれた方）の計算

公的年金等の収入金額合計（A）	公的年金の雑所得の計算方法
1,100,000円以下	0円
1,100,001円～3,299,999円	A - 1,100,000円
3,300,000円～4,099,999円	A × 0.75 - 275,000円
4,100,000円～7,699,999円	A × 0.85 - 685,000円
7,700,000円～9,999,999円	A × 0.95 - 1,455,000円
10,000,000円以上	A - 1,955,000円

【注意】

上記計算表は、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の方の場合です。1,000万円を超える場合の計算方法は、国税庁HPよりご確認ください。

▼市県民税申告書への記載方法

1年間の公的年金等の
収入合計は？

円 (A)

申告書「キ」へ記載してください。

左記(1)により算出した所得額は？

円

申告書「⑦」へ記載してください。

(2) 業務に係る雑所得

【業務に係る雑所得とは】

原稿料、放送出演料、講演料、ネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達などの副収入による所得

○業務に係る雑所得の計算

[収入金額合計] - [必要経費] = [所得金額] (赤字のときは0円)

※必要経費とはこの収入を得るために必要とされる費用です

例) 出演料などの場合は交通費や宿泊費など

(3) その他の雑所得

【その他の雑所得とは】

生命保険契約に基づく個人年金など、上記以外のものによる所得

○その他雑所得の計算

[収入金額合計] - [必要経費] = [所得金額] (赤字のときは0円)

※必要経費とはこの収入を得るために必要とされる費用です

例) 個人年金の場合は掛け金相当分

(4) 給与所得

給与等収入金額を下記の表に基づき所得金額を計算します。

給与収入金額合計 (A)	給与所得の計算方法
550,999円以下	0円
551,000円～1,618,999円	A - 550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円 (定額)
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円 (定額)
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円 (定額)
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円 (定額)
1,628,000円～1,799,999円	(A ÷ 4 (千円未満切捨て)) × 2.4 + 100,000円
1,800,000円～3,599,999円	(A ÷ 4 (千円未満切捨て)) × 2.8 - 80,000円
3,600,000円～6,599,999円	(A ÷ 4 (千円未満切捨て)) × 3.2 - 440,000円
6,600,000円～8,499,999円	A × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円以上	A - 1,950,000円

(5) 事業所得 (営業・農業) ・不動産所得

原簿「収支内訳書」を作成して算出してください。

【注意】

分離課税の所得 (株式や不動産等の譲渡所得、山林所得等) は、原則として所得税の確定申告が必要です。

左記(2)に該当する収入合計は?

円

申告書「ク」へ記載してください

左記(2)により算出した所得額は?

円

申告書「⑧」へ記載してください

左記(3)に該当する収入合計は?

円

申告書「ケ」へ記載してください

左記(3)により算出した所得額は?

円

申告書「⑨」へ記載してください

1年間の給与等の収入合計は?

円 (A)

申告書「カ」へ記載してください

左記(4)により算出した所得額は?

円

P7の「(14)所得金額調整控除」もご確認の上、申告書「⑩」へ記載してください

左記(5)の各収入額は?

円

申告書「ア」～「ウ」にそれぞれ記載してください

左記(5)の各所得額は?

円

申告書「①」～「③」にそれぞれ記載してください

【手順2】 所得金額から引かれる金額(所得控除)を計算します。

(市県民税の所得控除は、所得税とは控除額や計算方法が異なるものがあります。)

(1) 社会保険料控除

あなたが支払った健康保険料、年金保険料、年金基金の掛金などの合計金額が控除されます。

※国民年金保険料については支払証明書の提出が必要です。

(2) 小規模企業共済等掛金控除

あなたが支払った次の掛金の合計金額が控除されます。

- ・小規模企業共済法に規定された共済契約（旧第二種共済契約を除く）掛金
- ・確定拠出年金法の個人型年金の加入者掛金

※控除を受けるには支払証明書の提出が必要です。

(3) 生命保険料控除

あなたが支払った一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料が一定額控除されます。

※控除を受けるためには、保険会社などが発行する「証明書」が必要です。

○生命保険料控除の計算

I 新契約（H24.1.1以後に保険契約したもの）に基づく場合

一般・個人年金・介護医療それぞれに適用します。

年間の支払保険料（A）	控除額の計算方法
12,000円以下	全額
12,001円～32,000円	$A \times 0.5 + 6,000$ 円
32,001円～56,000円	$A \times 0.25 + 14,000$ 円
56,001円以上	一律 28,000円

※一般・個人年金・介護医療あわせて70,000円が限度額です。

II 旧契約（H23.12.31以前に保険契約したもの）に基づく場合

一般・個人年金それぞれに適用します。

年間の支払保険料（A）	控除額の計算方法
15,000円以下	全額
15,001円～40,000円	$A \times 0.5 + 7,500$ 円
40,001円～70,000円	$A \times 0.25 + 17,500$ 円
70,001円以上	一律 35,000円

※一般・個人年金あわせて70,000円が限度額です。

III 新契約と旧契約の両方に加入している場合

一般・個人年金それぞれに適用します。

適用する生命保険料控除	控除額の計算方法
新契約のみを選択した場合	Iに基づき算定
旧契約のみを選択した場合	IIに基づき算定
新旧契約両方を合算する場合	新契約はIに基づき、旧契約はIIに基づき算定した控除額の合計（限度額28,000円）

※一般・個人年金・介護医療あわせて70,000円が限度額です。

あなたが支払った
社会保険料の合計は？

円

申告書「⑬」へ記載してください。

あなたが支払った
小規模共済等掛金の合計は？

円

申告書「⑭」へ記載してください。

左記(3)により算出した控除額は？

円

申告書「⑮」へ記載してください。

(4) 地震保険料控除

あなたが支払った損害保険契約等について地震等損害部分がある場合に一定額控除されます。

※控除を受けるためには、保険会社などが発行する「証明書」が必要です。

○地震保険料控除の計算

$$([\text{地震保険料合計}] - [\text{剰余金又は割戻金}]) \times [0.5] = [\text{地震保険料控除額}]$$

(限度額25,000円)

○旧長期損害保険料控除の計算

年間の支払保険料 (A)	控除額の計算方法
5,000円以下	全額
5,001円～15,000円	A × 0.5 + 2,500円
15,001円以上	一律10,000円

※地震保険・旧長期損害保険あわせて25,000円が限度額です。

(5) ひとり親控除・寡婦控除

あなたが次の要件に該当した場合に有利な一項目だけ控除されます。

○ひとり親控除

要 件	控除額
合計所得金額が500万円以下の単身者のうち、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がおり、事実上の婚姻関係と同様の事情にある相手がいない方	300,000円

○寡婦控除 (ひとり親に該当しない場合)

要 件	控除額
合計所得金額が500万円以下で、夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族を有し、事実上の婚姻関係と同様の事情にある相手がいない方	260,000円
合計所得金額が500万円以下で、夫と死別した後婚姻をしておらず、事実上の婚姻関係と同様の事情にある相手がいない方	260,000円

(6) 勤労学生控除

あなたが勤労学生で次のすべての要件を満たした場合に控除されます。

要 件	控除額
合計所得金額が75万円以下の方	260,000円
勤労によらない所得 (不動産所得、配当所得など) が10万円以下の方	

※控除を受けるためには、学校などが発行する「証明書」が必要です。

(7) 障害者控除

あなたや同一生計配偶者、控除対象扶養親族が、障害者である場合に障害の等級に応じて控除されます。

区 分	控除額 (一人につき)
障害者 (障害者手帳などの発行を受けている方)	260,000円
特別障害者 (身体障害者手帳1級・2級、精神障害者手帳1級など重度障害の方)	300,000円
同居特別障害者 (特別障害者の方であなたや生計を一にする親族のどなたかと同居している方)	530,000円

※身体障害者手帳をお持ちでなくても、65歳以上の要介護認定を受けている方で、障がいの程度が障害者及び特別障害者に準ずるものとして安来市の定める基準に当てはまる場合、市が発行する障害者控除対象者認定書を添付して障害者控除を受けることができる場合があります。

左記(4)により算出した控除額は？

円

申告書「⑯」へ記載してください

左記(5)により算出した控除額は？

円

申告書「⑰」～「⑱」へ記載してください

左記(6)により算出した控除額は？

円

申告書「⑲」へ記載してください

左記(7)により算出した控除額は？

円

申告書「⑳」へ記載してください

(8) 配偶者控除

配偶者が次のすべての要件を満たした場合、あなたの合計所得金額区分によって控除額が控除されます。

配偶者控除適用の配偶者は、扶養の対象です。

※あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合は控除できません。

あなたの合計所得金額 配偶者の要件	あなたの合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
○合計所得金額が48万円以下の方	330,000円	220,000円	110,000円
○事業専従者として控除を受けていない方	70歳以上 380,000円	70歳以上 260,000円	70歳以上 130,000円

左記(8)により算出した控除額は?

円

申告書「②」へ記載してください

(9) 配偶者特別控除

あなたの合計所得金額区分によって配偶者の合計所得金額に応じた控除額が控除されます。

※あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合は控除できません。

あなたの合計所得金額 配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
480,001円～1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円
1,000,001円～1,050,000円	310,000円	210,000円	110,000円
1,050,001円～1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円
1,100,001円～1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円
1,150,001円～1,200,000円	160,000円	110,000円	60,000円
1,200,001円～1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円
1,250,001円～1,300,000円	60,000円	40,000円	20,000円
1,300,001円～1,330,000円	30,000円	20,000円	10,000円

左記(9)により算出した控除額は?

円

申告書「②」へ記載してください

(10) 扶養控除

あなたに以下の要件を満たした生計を一にする扶養親族がいる場合に控除されます。

配偶者控除と重複しては控除されません。

要件
合計所得金額が48万円以下であること
事業専従者として控除を受けていないこと
あなた以外の方が扶養控除の対象としていないこと

年齢	控除額 (一人につき)
0歳～15歳	0円
16歳～18歳	330,000円
19歳～22歳	450,000円
23歳～69歳	330,000円
70歳以上	380,000円
70歳以上で同居している直系尊属の方	450,000円

※16歳未満の方も控除額は0円ですが市県民税の算定(非課税限度額の算定)のために必要ですので申告書に記載してください。

左記(10)により算出した控除額は?

円

申告書「③」へ記載してください

(11) 基礎控除

本人の所得に応じて適用される控除です。

本人の合計所得金額	控除額
24,000,000円以下	430,000円
24,000,000円～24,500,000円	290,000円
24,500,001円～25,000,000円	150,000円
25,000,001円以上	0円

左記(11)により算出した控除額は?

円

申告書「④」へ記載してください

(12) 雑損控除

災害等によって住宅や家財などに損害を受けた場合に控除されます。

○雑損控除の計算（下記2つの計算方法で金額の多い方）

$$\text{I} \quad [\text{損害金額}] (\text{災害関連支出を含む}) - [\text{保険金等で補填される金額}] = [\text{A}]$$

$$[\text{合計所得金額}] \times [0.1] = [\text{B}] (\text{赤字のときは0円})$$

$$[\text{A}] - [\text{B}] = [\text{C}] (\text{赤字のときは0円})$$

$$\text{II} \quad [\text{災害関連支出}] - [50,000\text{円}] = [\text{D}] (\text{赤字のときは0円})$$

$$\text{○} \quad [\text{C}] \text{または} [\text{D}] \text{のいずれか多い金額} = [\text{雑損控除額}]$$

※災害関連支出とは、災害等に関連して住宅家財等の取壊しなどの支出

(13) 医療費控除・セルフメディケーション税制

あなたや生計を一にする親族のために、あなたが支払った医療費またはスイッチOTC医薬品の購入費が一定額以上ある場合に控除されます。

※医療費控除とセルフメディケーション税制はどちらかの選択適用となります。

○医療費控除の計算

$$[\text{支払った医療費}] - [\text{保険金、高額療養費等で補填される金額}] = [\text{A}] (\text{赤字のときは0円})$$

$$[\text{合計所得金額}] \times [0.05] = [\text{B}] (\text{赤字のときは0円})$$

$$[\text{B}] \text{と} 10\text{万円のいずれか少ない金額} = [\text{C}]$$

$$[\text{A}] - [\text{C}] = [\text{医療費控除額}] (\text{最高} 200\text{万円、赤字のときは0円})$$

※「医療費控除の明細書」（様式あり）の提出が必要です。

○セルフメディケーション税制の計算

$$[\text{スイッチOTC医薬品の購入費}] - [\text{保険金等で補填される金額}] - [12,000\text{円}] \\ = [\text{医療費控除額}] (\text{上限} 88,000\text{円})$$

※スイッチOTC医薬品の購入費にかかる「セルフメディケーション税制の明細書」（様式あり）の提出が必要です。

左記(12)により算出した控除額は？

円

申告書「⑫」へ記載してください

左記(13)により算出した控除額は？

円

申告書「⑬」へ記載してください

(14) 所得金額調整控除

所得金額調整控除とは、一定の給与所得者の総所得金額を計算する場合に、一定の金額を給与所得の金額から控除するというものです。所得金額調整控除には、次のⅠ又はⅡのとおり、二種類の控除があります。このうちⅠの控除は年末調整において適用することができます。

Ⅰ 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除

給与等の収入金額が850万円を超え、①のイ～ハのいずれかに該当する場合に、②の所得金額調整控除額が給与所得から控除されます。

① 適用対象者

- イ 本人が特別障害者に該当する者
- ロ 年齢23歳未満の扶養親族を有する者
- ハ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者

② 所得金額調整控除額

{給与等の収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円) - 850万円} × 10% = 控除額

【注意】

この控除は、扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限がありません。したがって、例えば、夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えており、夫婦の間に1人の年齢23歳未満の扶養親族である子がいるような場合には、その夫婦双方が、この控除の適用を受けることができます。

Ⅱ 給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除

その年において、次の①に該当する場合に、②の所得金額調整控除額を給与所得から控除するものです。

① 適用対象者

給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得があり、その合計額が10万円を超える者

② 所得金額調整控除額

{給与所得控除後の給与等の金額(10万円超の場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(10万円超の場合は10万円)} - 10万円 = 控除額※

※上記Ⅰの所得金額調整控除の適用がある場合はその適用後の給与所得の金額から控除します。

申告書「⑥」は、左記(14)により算出した控除額をP2の(4)により算出した所得額から差し引いて記載してください。

Ⅰの適用がある場合は、申告書裏面の「16所得金額調整控除に関する事項」について必要事項を記載してください。

***** ご注意ください! ! *****

- ・ 所得税の確定申告の必要がなくても、住民税申告は必要な場合があります。
- ・ 住民税申告は、国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の申告も兼ねています。国民健康保険や後期高齢者医療保険の加入者であれば、所得がわずかな方、所得が全くない方、所得が非課税年金（遺族年金、障害年金）のみの方も申告が必要です。（ただし地方税法上の被扶養者は除きます。）
世帯の中に申告していない方がいると、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の軽減措置や、入院時などの高額療養費の給付が適切に受けられず、負担が大きくなる場合があります。
- ・ 未申告者については、所得証明書や課税証明書を発行することができない場合があります。

【下記条件に該当する方は市県民税の均等割・所得割がともに非課税となります】

- ①前年に所得がなかった方
- ②障害者・未成年者・ひとり親・寡婦の方で前年の合計所得金額が135万円以下の方
- ③生活保護法の規定による生活保護を受けている方

※民法改正により令和4年(2022年)4月1日から成年年齢が20歳から18歳に変わりました。

(1)均等割

均等割額は5,500円の定額です。

前年中の合計所得金額が次の計算式により算出した額以下の人には、均等割がかかりません。

$$280,000円 \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数}) + 100,000円 + 168,000円$$

※168,000円は、同一生計配偶者または扶養親族がある場合のみ加算されます。

均等割非課税限度額早見表

本人を含む扶養人数	均等割が非課税となる所得限度額
1人 (本人のみ)	380,000円
2人 (本人+扶養者1名)	828,000円
3人 (本人+扶養者2名)	1,108,000円
4人 (本人+扶養者3名)	1,388,000円
5人 (本人+扶養者4名)	1,668,000円

(2)所得割

所得割額は、課税標準額に

- 総合課税分は10%の税率を
- 分離課税分は各所得の種類により定められた割合の税率を それぞれ乗じて算出します。

前年中の総所得金額等の合計額が次の計算式により算出した額以下の人には、市県民税の所得割がかかりません。

$$350,000円 \times (\text{本人} + \text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族数}) + 100,000円 + 320,000円$$

※320,000円は、控除対象配偶者または扶養親族がある場合のみ加算されます。

所得割非課税限度額早見表

本人を含む扶養人数	所得割が非課税となる所得限度額
1人 (本人のみ)	450,000円
2人 (本人+扶養者1名)	1,120,000円
3人 (本人+扶養者2名)	1,470,000円
4人 (本人+扶養者3名)	1,820,000円
5人 (本人+扶養者4名)	2,170,000円

※「合計所得金額」「総所得金額等」は、いずれも所得控除を差し引く前の額です。